

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

平成 9年 3月10日通商産業省令第11号

改正：令和 2年 3月17日経済産業省令第15号（液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
<p style="text-align: center;">（業務主任者の講習）</p> <p>第二十三条 法第十九条第三項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、業務主任者が高压ガス保安法第二十九条第一項の第二種販売主任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、その者に第一回の法第十九条第三項の講習（以下この条において単に「講習」という。）を受けさせなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者の前項の第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内にその者に第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。</p> <p>3 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に選任した日に前二項の期間が経過している場合又は業務主任者に選任した日から前二項の期間が経過するまでの期間が六月未満の場合は、その者に、前二項の規定にかかわらず、選任の日から六月以内に講習を受けさせなければならない。</p> <p>◆追加◆</p>	<p style="text-align: center;">（業務主任者の講習）</p> <p>第二十三条 法第十九条第三項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、業務主任者が高压ガス保安法第二十九条第一項の第二種販売主任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、その者に第一回の法第十九条第三項の講習（以下この条において単に「講習」という。）を受けさせなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者の前項の第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内にその者に第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。</p> <p>3 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に選任した日に前二項の期間が経過している場合又は業務主任者に選任した日から前二項の期間が経過するまでの期間が六月未満の場合は、その者に、前二項の規定にかかわらず、選任の日から六月以内に講習を受けさせなければならない。</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
（充てんを行う者の講習）	（充てんを行う者の講習）

<p>第七十四条 法第三十七条の五第四項の経済産業省令で定める講習（以下「充てん作業者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行うものとする。</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p> <p>2 法第三十七条の五第四項の講習の課程を修了した者（以下「充てん作業者」という。）は、前項に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、第一回の再講習を受けなければならない。</p> <p>3 充てん作業者は、前項の第一回の再講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に第二回の再講習を受けなければならない。第三回以降の再講習についても同様とする。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>第七十四条 法第三十七条の五第四項の経済産業省令で定める講習（以下「充てん作業者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行うものとする。</p> <p>〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕</p> <p>2 法第三十七条の五第四項の講習の課程を修了した者（以下「充てん作業者」という。）は、前項に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、第一回の再講習を受けなければならない。</p> <p>3 充てん作業者は、前項の第一回の再講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に第二回の再講習を受けなければならない。第三回以降の再講習についても同様とする。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。</p>
-本則-	
施行日：令和 2年 3月17日	
<p>（液化石油ガス設備士の講習）</p> <p>第百九条 法第三十八条の九第一項の規定により液化石油ガス設備士は、免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、第一回の講習を受けなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス設備士は、前項の第一回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に第二回の講習を受けなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>（液化石油ガス設備士の講習）</p> <p>第百九条 法第三十八条の九第一項の規定により液化石油ガス設備士は、免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、第一回の講習を受けなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス設備士は、前項の第一回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に第二回の講習を受けなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に講</p>

	習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けなければならない。
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月17日 経済産業省 令 第15号～	
施行日：令和 2年 3月17日	
◆追加◆	附 則（令和二・三・一七経産令一五）
-改正法・附則- ～令和 2年 3月17日 経済産業省 令 第15号～	
施行日：令和 2年 3月17日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。
